

平成24年 職員の給与等に関する報告及び勧告の骨子

(平成24年10月5日 岡山県人事委員会)

給与勧告のポイント

- 1 民間給与との較差（0.01%）は極めて小さく、月例給の改定なし
- 2 期末手当・勤勉手当（特別給）の引下げ（△0.05月）

1 民間給与との比較

(1) 月例給（職員と民間の4月分給与を、給与決定要素である職種、役職、年齢等が同じ者同士で比較）

民間給与(A)	職員給与(B) [行政職、平均43.2歳]	較 差 (A) - (B) $\left(\frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100 \right)$	〈参考〉 較 差 (国)
370,844円	370,811円	33円 (0.01%)	△273円 (△0.07%)
	(減額措置後) 344,566円	26,278円 (7.63%)	28,610円 (7.67%)

1. 企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上である県内の民間事業所のうちから255事業所を無作為抽出し、当該事業所の約8,100人の個人別給与を実地調査（調査完了率：89.7%）
2. 表の下段は、特例条例による減額措置後の給与額との比較（参考）。なお、国は、給与減額支給措置による減額後の較差。

<特例条例による減額措置>

平成21年度から平成24年度までの4年間、給料、管理職手当及び期末手当・勤勉手当の支給額を平均7.4%減額する措置が講じられている。

※給料及び期末手当・勤勉手当（一般職員7%、課長級以上10%）

※管理職手当（課長級10%、部・次長級20%）

(2) 特別給（昨年冬と本年夏の民間の特別給の年間支給割合との比較）

民間の支給割合 3.97月（職員 4.00月）

2 民間給与との比較に基づく給与改定

(1) 月例給

- ・民間との較差（0.01%）は極めて小さいことから、給料表の改定を行わない

(2) 期末手当・勤勉手当（特別給）

- ・年間の支給割合を0.05月分引下げ（4.00月 → 3.95月）

3 給与構造改革に伴う経過措置

- ・当該措置（現給保障）は経過的な措置として設けたものであるが、すでに相当の期間が経過していること、国においては廃止が決定されていることから、廃止することが適当
- ・廃止の実施時期等については、来年度に向けて具体的な検討を進める

4 昇給・昇格制度

- ・人事院が報告・勧告した50歳台後半層における給与水準上昇抑制のための昇給・昇格制度の改正については、今後、国及び他の都道府県の動向や本県の実情を踏まえながら検討

5 改定の実施時期

- ・改正条例の公布日の属する月の翌月の初日（公布日が月の初日であるときは、その日）

6 公務員人事管理

(1) 人材の確保・育成

- ・優秀な人材の確保に向けて、引き続き採用説明会等の募集活動の充実・強化が必要
- ・中長期的な視点に立った計画的な人材育成が必要
- ・不祥事を根絶するため、公務員としての自覚を強く促すとともに、高い使命感と倫理観を持って、全力で職務に精励できる環境づくりが必要

(2) 人事評価制度

- ・本年度から人事評価制度を本格実施している職員については、制度の円滑な運用に努めることが必要。また、試行中の教職員については、関係者間で十分協議を行い、早期本格実施に向けた取組の促進が必要

(3) 女性職員の採用・登用

- ・女性職員の更なる職域の拡大、管理職への登用を進め、女性職員と男性職員が共に働きやすい環境づくりに向けた積極的な取組が必要

(4) 仕事と生活の両立支援

- ・育児や介護を支援する既存の制度を効果的に活用できる環境づくりと職員の意識改革が重要
- ・男性の育児休業等の取得促進に向け、本人や周囲の理解を深めることが必要

(5) 総実勤務時間の縮減

- ・知事部局、教育庁や学校、警察などのあらゆる職場において、時間外勤務の事前命令の徹底や事務事業の見直しなどを一層推進するとともに、管理監督者においては、時間外勤務の縮減が自らの重要な職責であることを自覚し、縮減に向けた具体的な取組を行うことが必要

(6) 心の健康づくり対策の推進

- ・精神疾患の未然防止や早期発見・早期対応に重点を置いた取組及び職場復帰や再発防止のための職場や関係機関等の十分な連携が必要
- ・セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントの予防・解決に向けた取組を実効性のあるものとするため、真に風通しの良い職場環境づくりが重要

(7) 高齢期の雇用問題

- ・高齢期における雇用制度については、新たな再任用制度などの国の動向を注視するとともに、本県の状況を踏まえ、諸課題について必要な検討を早期に行い、適切に対応することが必要

(8) 公務員制度改革

- ・現行の地方公務員制度の抜本的な改革であり、引き続き、国の動向を注視し、適切に対応することが必要

7 給与勧告実施の要請

- ・労働基本権を制約されている公務員の適正な処遇を確保するため、人事委員会勧告の実施を要請

《参考》平均年間給与（行政職：平均年齢43.2歳）

	勧告前	勧告後	増減額
減額措置前	6,012千円	5,993千円	△19千円
減額措置後	5,580千円	5,562千円	△18千円